

議第3号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1) <u>企画部</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>環境政策部</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>林政部</u></p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>秘書に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>森林・環境政策部</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>国内外の交流に関すること。</u></p> <p>ウ <u>国際協力及び国際化の推進に関すること。</u></p> <p>エ <u>広報及び公聴に関すること。</u></p> <p>オ <u>防災及び国民保護に関すること。</u></p> <p>カ <u>市行政の運営に重大な支障が生じる事態の対応に関すること。</u></p> <p>キ <u>オ及びカに掲げるもののほか、危機事案に対する総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>ア (略)</p>

<p>ウ (略)</p> <p>エ <u>広報、公聴に関すること。</u></p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>防災及び国民保護に関すること。</u></p> <p>キ <u>市行政の運営に重大な支障が生じる事態の対応に関すること。</u></p> <p>ク <u>カ及びキに掲げるもののほか、危機事案に対する総合調整に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 環境政策部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>環境保全(森林保全に関するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 林政部</p> <p>ア <u>林業に関すること。</u></p> <p>イ <u>森林保全に関すること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 飛騨高山プロモーション戦略部</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>国際交流、国際協力及び国際化の推進に関すること。</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>(3) 総務部</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 森林・環境政策部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 環境保全に関すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ <u>林業に関すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 飛騨高山プロモーション戦略部</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(高山市総合計画審議会設置条例の一部改正)
- 高山市総合計画審議会設置条例(昭和42年高山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において行 う。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> におい て行う。
---	---

(高山市児童生徒等の重大事態調査委員会設置条例の一部改正)

- 3 高山市児童生徒等の重大事態調査委員会設置条例（平成29年高山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>企画部</u> において行 う。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>総合政策部</u> におい て行う。